

# 就労環境を整備・改善して 働きやすく、やりがいを感じられる 職場づくりをお手伝いします。

最近参入したあるいは以前から運営していたが、労務管理に少々不安を感じている

## 介護事業者の皆さん！

介護職員を採る・育てる・定着してもらうにはどうします??

労働時間や休憩、休日・休暇は大丈夫かな??

介護職員の年休や育児・介護ニーズにどうやって応える!?

「今期もまた一人、腰痛で辞めた」を無くしたい!!

メンタル不調・セクハラ・パワハラを、是非、無くしたい!!

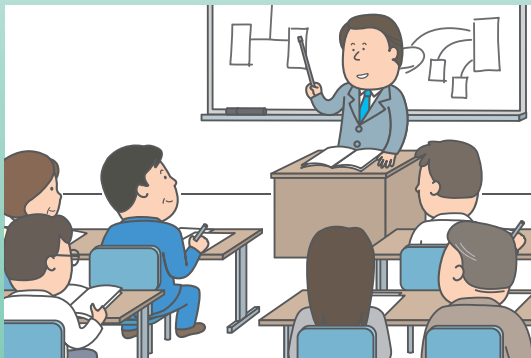
こうすれば、夜勤やシフトが上手く回る!?

行政は何をどう支援してくれる??

就労環境の整備を次のようにしてお手伝いします。

### ① セミナーで解説して支援

難しい法律用語も平易に判り易く解説。



### ② 個別に訪問して支援

専門家が現場を巡回した上、助言します。



この「介護事業場就労環境整備事業」は、厚生労働省から受託して企画運営しています。

National Federation of Labor Standards Associations  
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-28-2

TEL : 03-5283-1030(代) FAX : 03-5283-1032 <http://www.zenkiren.com/>

全基連

検索

# この事業（介護事業場就労環境整備事業）では、皆さんの事業運営を支援（無料）しています。

## 「セミナー」で分かり易く解説

■医療の進歩や長寿と相俟って、我が国社会の高齢化は急速に進み、ほとんどの高齢者が、何らかの形で介護事業と関わることとなった今、良質な介護サービスとその元となる経営基盤を整備することが喫緊の課題です。

■腰痛の多発や高い転職率と慢性的な人材不足の中で、介護業界の労働時間や休日・休暇、安全衛生などをはじめとする就労環境を整えることが急務です。

■そこで、就労環境を整えるための基本的な知識・情報やノウハウを、「見易く、分かり易い」を基本に解説します。事業主、労務担当者など、どなたでも参加できます（業界内の業態間交流も期待できます）。

上の「セミナー」を受講してから右の「専門家の個別訪問」を利用するのがお勧め。

次の事業主の皆さんのご利用を想定した事業です。

■介護に関係する事業を営む事業主（介護保険の適用・適用外、開業時期不問。28年度は「介護保険施設」が重点対象ですが、他の介護業態の皆さんもご利用いただけます。）

この事業のご利用は…

■利用申込書（右頁）に所要事項をご記入の上、全基連都道府県支部（リーフレット4面に所在地一覧）に郵送またはFAX送信してください。

■ご希望に応じて、①セミナーの開催案内をお送りするか、②専門家（指導員）が事業場にお伺いする日程を調整させていただきます。

## 「個別に訪問」して助言

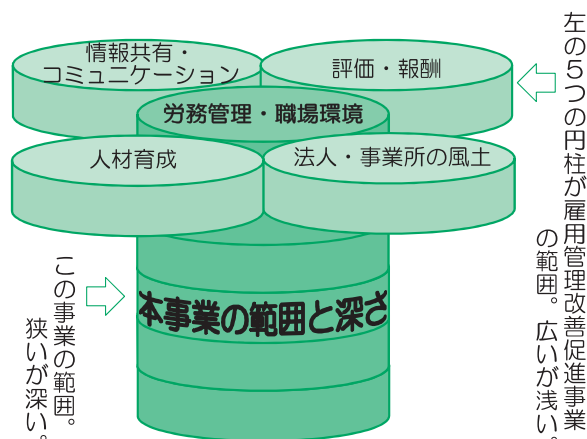
■労働時間制度や安全衛生管理などに詳しく、介護業界の内情にも通じた専門家（指導員）が直接訪問（原則として3回訪問）し、事業場内を見させていただくとともに、就労環境上の問題点などをお伺いします。

■その上で、御社の業態等に相応しい、就労環境を整えるために必要な情報をご提供するとともに、以下の課題などのご相談にも応じ、具体的な対応策を助言します。

**【各業種共通の一般的な課題】**①変形労働時間制・裁量労働制の導入の可否、②労働時間の適正把握・管理、③休日・休暇の設定、年次有給休暇の付与、④安全衛生管理体制の整備、⑤資格の必要な業務の確認と資格の取得、⑥機械・設備の安全性の確保や届出、⑦労働保険（労災・雇用）の加入手続き、⑧就業規則の作成届出、⑨労働条件の明示など。

**【介護業界にありがちな課題】**①介護従事者の労働時間の取扱い（シフト勤務・訪問キャンセル時の取扱い、移動時間の取扱いと移動・送迎中の交通事故を含む）、②ノーリフト化などを含む腰痛の予防、③雇入れ時の健康診断・安全衛生教育の実施、④虐待・苛めの防止（要介護者との間・職員間）、⑤メンタルヘルス・ハラスメント（セクハラ・パワハラ・マタハラなど）の防止など。

**【類似の雇用管理改善促進事業との違い】** 枠組みはほぼ同じ。範囲と深さが違います。



27年度事業を利用してここを改善しました（抜粋）

